第三十五条の六第一号中「第五項本文（」の下に「消費税法第八条第六項（租税特別措置法第八十六条の二第三項において準用する場合を含む。）及び」を加える。

第三十六条の三第八項中「次に掲げる不動産以外の不動産」を「国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構法（平成十一年法律第百七十六号）第十六条第一項各号（第八号を除く。）に規定する業務の用に供する不動産のうち次に掲げるもの以外のもの」に改め、同項第二号中「（平成十一年法律第百七十六号）第十六条第五号」を「第十六条第一項第五号」に、「同条第六号」を「同項第六号」に改める。

第三十六条の十一中「継続保護事業」を「宿泊型保護事業」に、「一時保護事業」を「通所・訪問型保護事業」に、「連絡助成事業」を「地域連携・助成事業」に改める。

第三十九条の十三の次に次の一条を加える。

（法第七十四条の二十三第四項の政令で定めるところにより計算した金額）

第三十九条の十三の二　法第七十四条の二十三第四項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同項に規定する当該申告納税者の責めに帰すべき事由がないと認められる事実のみに基づいて同条第二項各号に規定する申告、決定又は更正があつたものとした場合におけるその申告、決定又は更正により納付すべき税額とする。

第三十九条の十四の見出し中「第七十四条の二十三第七項」を「第七十四条の二十三第八項」に改め、同条中「第七十四条の二十三第七項に規定する申告書の提出期限」を「第七十四条の二十三第八項に規定する申告書の提出期限」に改め、同条第一号中「第七十四条の二十三第七項」を「第七十四条の二十三第八項」に、「同条第七項」を「同条第八項」に改める。

第四十条の二の見出し中「第九十条第七項」を「第九十条第八項」に改め、同条中「第九十条第七項に規定する申告書の提出期限」を「第九十条第八項に規定する申告書の提出期限」に改め、同条第一号中「第九十条第七項」を「第九十条第八項」に、「同条第七項」を「同条第八項」に改め、同条を第四十条の三とし、第四十条の次に次の一条を加える。

（法第九十条第四項の政令で定めるところにより計算した金額）

第四十条の二　法第九十条第四項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同項に規定する当該特別徴収義務者の責めに帰すべき事由がないと認められる事実のみに基づいて同条第二項各号に規定する申告、決定又は更正があつたものとした場合におけるその申告、決定又は更正により納入すべき税額とする。

第四十三条の十七の三の次に次の一条を加える。

（法第百四十四条の四十七第四項の政令で定めるところにより計算した金額）

第四十三条の十七の四　法第百四十四条の四十七第四項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同項に規定する当該特別徴収義務者又は納税者の責めに帰すべき事由がないと認められる事実のみに基づいて同条第二項各号に規定する申告、決定又は更正があつたものとした場合におけるその申告、決定又は更正により納付すべき税額とする。

第四十三条の十八の見出し中「第百四十四条の四十七第七項」を「第百四十四条の四十七第八項」に改め、同条中「第百四十四条の四十七第七項に規定する申告書の提出期限」を「第百四十四条の四十七第八項に規定する申告書の提出期限」に改め、同条第一号中「第百四十四条の四十七第七項」を「第百四十四条の四十七第八項」に、「同条第七項」を「同条第八項」に改める。

（法第百七十一条第四項の政令で定めるところにより計算した金額）

第四十四条の四の二　法第百七十一条第四項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同項に規定する当該納税者の責めに帰すべき事由がないと認められる事実のみに基づいて同条第二項各号に規定する申告、決定又は更正があつたものとした場合におけるその申告、決定又は更正により納付すべき税額とする。

第四十四条の五の見出し中「第百七十一条第七項」を「第百七十一条第八項」に改め、同条中「第百七十一条第七項に規定する申告書の提出期限」を「第百七十一条第八項に規定する申告書の提出期限」に改め、同条第一号中「第百七十一条第七項」を「第百七十一条第八項」に、「同条第七項」を「同条第八項」に改める。

第二章第十節中第四十五条の二の五を第四十五条の二の六とする。

第四十五条の二の四の見出し中「第二百七十八条第七項」を「第二百七十八条第八項」に改め、同条中「第二百七十八条第七項に規定する納入申告書の提出期限」を「第二百七十八条第八項に規定する納入申告書の提出期限」に改め、同条第一号中「第二百七十八条第七項」を「第二百七十八条第八項」に、「同条第七項」を「同条第八項」に改め、同条を第四十五条の二の五とし、第四十五条の二の三の次に次の一条を加える。

（法第二百七十八条第四項の政令で定めるところにより計算した金額）

第四十五条の二の四　法第二百七十八条第四項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同項に規定する当該納税者又は特別徴収義務者の責めに帰すべき事由がないと認められる事実のみに基づいて同条第二項各号に規定する納入申告、修正申告、決定又は更正があつたものとした場合におけるその納入申告、修正申告、決定又は更正により納付し、又は納入すべき税額とする。

第四十八条の三第一号中「三年間」の下に「（法第三百十四条第一項から第四項までの規定の適用がある場合には、前年前五年間。次号において同じ。）」を加え、同条第二号イ中「以下この条」を「八」に改め、同号ロ中「以下この条」を「二」に改め、同条第三号中「によつて」を「により」に改め、同条に次の二項を加える。

2　前項（法第三百十三条第八項又は第九項の規定による純損失の金額の控除に係る部分に限る。以下この項において同じ。）の規定の適用がある場合において、その者の有する他の純損失金額（法第三百十四条第一項から第三項までに規定する特定非常災害発生年純損失金額、被災純損失金額及び特定非常災害発生年特定純損失金額（以下この項及び次項において「特例対象純損失金額」という。）以外の純損失の金額をいう。以下この項及び次項において同じ。）の生じた年がその者の有する特例対象純損失金額の生じた年又はその翌年であるときは、当該他の純損失金額は当該特例対象純損失金額よりも前の年に生じたものとして前項の規定による控除を行う。

3　第一項（法第三百十三条第九項の規定による雑損失の金額の控除に係る部分に限る。以下この項において同じ。）の規定の適用がある場合において、その者の有する他の雑損失金額（法第三百十四条第四項に規定する特定雑損失金額（以下この項及び第四十八条の七第一項において「特定雑損失金額」という。）以外の雑損失の金額をいう。以下この項及び第四十八条の七第一項において同じ。）又は他の純損失金額の生じた年がその者の有する特例対象純損失金額又は特定雑損失金額の生じた年又はその翌年であるときは、当該他の雑損失金額又は当該他の純損失金額は当該特例対象純損失金額又は当該特定雑損失金額よりも前の年に生じたものとして第一項の規定による控除を行う。

第四十八条の五の三の次に次の一条を加える。

（特定非常災害に係る純損失又は雑損失の繰越控除の特例）

第四十八条の五の四　第七条の十二第一項の規定は、法第三百十四条第一項各号に規定する政令で定める金額について準用する。この場合において、第七条の十二第一項第一号中「第三十三条第一項」とあるのは、「第三百十四条第一項」と読み替えるものとする。

2　次条の規定は、法第三百十四条第五項に規定する政令で定める親族について準用する。この場合において、次条第一項中「納税義務者の」とあるのは「納税義務者と生計を一にする」と、「する。」とあるのは「する。この場合において、納税義務者と生計を一にする配偶者その他の親族に該当するかどうかの判定は、法第三百十四条第五項の特定非常災害が発生した日の現況による。」と、同条第二項中「第三百十四条の二第一項（第一号に係る部分に限る。）」とあるのは「第三百十四条第四項」と読み替えるものとする。

3　法第三百十四条第五項に規定するやむを得ない支出で政令で定めるものは、第四十八条の六の二第一項第一号から第三号までに掲げる支出とする。

第四十八条の六の二第一項第二号ロ中「第七条の十三の四」を「第七条の十三の四第一項」に改め、同条第二項中「補塡される」を「埋められた」に改める。